



伏虎中便り No. 9

平成25年12月17日

(伏虎中便りは、中学校HPにも掲載しています。)

自転車を安全に運転するために

子どもたちにとって自転車はとても身近で便利な乗り物です。

この自転車ですが、法令上は軽車両として位置づけられています。

しかし、運転免許がいないため、車両というより歩行者の延長のように思っている子どもが多いのではないのでしょうか。

最近では、自転車側が加害者として高額な損害賠償を請求されたというニュースも聞くことがあります。事故をして自分がケガをする場合だけでなく、相手を傷つけ責任を問われる場合もあるのです。

学校では、学年始めや長期休業前などに自転車の乗り方について生徒に指導しています。年末は交通事故も増える時です。各ご家庭でも、自転車の乗り方について今一度お子様と話していただければと思います。



【参考】

○自転車安全利用五則（平成19年7月10日 内閣府交通対策本部）

- 1 自転車は、車道が原則、歩道は例外
例外として

- ・歩道通行可の標識がある歩道
- ・13歳未満の子ども70歳以上の高齢者
- ・身体の不自由な方が運転する自転車
- ・車道または交通の状況からみてやむを得ない場合

- 2 車道は左側を通行

- 3 歩道は歩行者優先で、車道よりを徐行

- 4 安全ルールを守る

- ・二人乗りの禁止、並進の禁止、夜間はライト点灯、信号の遵守、一旦停止と安全確認など

- 5 子どもはヘルメットを着用

○和歌山県道路交通法施行細則の改正（平成21年4月1日施行）

- 1 自転車を運転しながらの携帯電話等の使用禁止

罰則：5万円以下の罰金

- 2 ヘッドフォンやイヤホンを使用しての運転禁止

罰則：5万円以下の罰金

○道路交通法の一部改正（平成25年6月14日交付）

- 1 自転車が道路右側の路側帯を通行することを禁止（平成25年12月1日施行）

罰則：3月以下の懲役または5万円以下の罰金

- 2 自転車の悪質運転者に対する講習制度を新設（平成27年6月13日までに施行）

罰則：受講命令に従わなかった場合、5万円以下の罰金

○自転車で事故を起こして責任を問われると

- 1 刑事責任 「重過失致死傷罪」が適応されることが多い

罰則：5年以下の懲役又は禁固もしくは、100万円以下の罰金

- 2 民事責任（損害賠償）

自転車事故についての民事訴訟で数百万円から数千万円の高額賠償を命じる判決が出されている。